

従業員各位

令和5年12月1日
合同会社ナビゲーター
代表社員 長池 将太

奨学金返還支援制度導入のお知らせ

奨学金を返還しながら就業される従業員の負担を軽減することを目的として、奨学金返還支援制度を導入いたします。

【対象者】

- ・就業規則第2条に定める正社員であること
- ・現に奨学金を返還している者であること。
- ・入社後、3年以内の者であること。
- ・奨学金返還支援制度規程第4条に定める奨学金の借入総額等の書類を提出できる者であること

【支援内容】

- ・毎月、対象者へ奨学金返還支援手当を支給する。

【その他】

詳細については、奨学金返還支援制度規程をご確認ください。

【施行日】

令和5年12月1日

以上